

答 申 書 (案)

平成30年12月28日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会
会長 笠原 三紀夫

平成30年11月7日付け環環管第15号をもって諮問のありました「元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画に係る配慮書案」について、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 計画地近傍の地域特性の調査を十分に行い、事業特性を踏まえたうえで、近傍の情報を補足し、周辺環境への影響について検討すること
- 2 騒音について、自治会活動スペースの設備機器の配置が敷地境界に近い場合、より詳細な計画を進める中で、周辺環境への影響について、十分配慮するよう検討すること
- 3 工事の実施に当たっては、環境配慮に努めるとともに、十分な安全対策を講じること
- 4 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること

答 申 書 (案)

平成30年12月28日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会
会長 笠原 三紀夫

平成30年11月7日付け環環管第16号をもって諮問のありました「京都市上下水道局南部拠点整備事業に係る配慮書案」について、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 計画段階環境配慮の対象として抽出した大気質・騒音・振動の環境要素については、複数案の評価結果を示したうえで、総合評価を行うこと
- 2 既存建築物の解体に当たっては、アスベストの使用の有無について、大気汚染防止法等に基づき、十分な事前調査を行い、アスベストが認められた場合は、適切に対応すること
- 3 土壌汚染調査及び対策について、土壌汚染対策法に基づき万全を期すこと
- 4 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること